

# ★★★消費税増税と緩和措置 についてのご紹介 ★★★

消費税率が従来の5%から、平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%に引き上げられることが決定されました。

この消費税増税の影響を少しでも緩和すべく平成25年10月1日に閣議決定された「消費税率及び地方消費税の引上げとそれに伴う対応について」において経済政策パッケージとして「民間投資活性化等のための税制改正大綱」に基づく政策税制を実施するとされています。

また、同日に公表された与党の「民間投資活性化等のための税制改革大綱」にも、多くの企業向けの減税・成長力強化対策が盛り込まれています。

これらの政策措置のうち中小企業・小規模事業者の皆様に関係が深いと思われる税制の概要をご紹介します。

## 1. 復興特別法人税の廃止前倒し

平成24年4月より、通常の法人税に加え復興特別法人税(通常の法人税額の10%相当分)が3年間の時限措置として課されています。この復興特別法人税を一年前倒しで廃止することが検討されます。本年12月中には結論が出る予定です。

## 2. 生産性向上設備投資促進税制の創設

設備の老朽化による生産性の伸び悩みを打破するため、平成25年度税制改正において「国内生産等設備投資促進税制」が創設されましたが、今回の大綱においては、生産性の向上につながる設備、具体的には生産性の高い先端的な設備への投資や、生産ラインやオペレーションの改善のための設備への投資を対象に、即時償却又は税額控除ができる制度が創設されます。製造業のみならず、物流・流通サービス業をはじめとする非製造業も活用可能な制度となるようです。

## 3. ベンチャー投資促進税制の創設

発展段階にあるベンチャー企業などへの支援を強化するため、産業競争力強化法において必要な経営支援等を行うベンチャー・ファンドを認定する仕組みを設けることとしていますが、税制においてもこうしたベンチャー・ファンドを通じた企業の投資を促進するため、その損失リスクに備えるための措置を講ずることとしています。

#### **4.事業再編促進税制の創設**

わが国の産業の過当競争・過剰供給構造を解消し、複数企業間の経営資源を融合することを通じて収益力を高めることにより、産業競争力の強化を図る必要があるといわれています。産業競争力強化法においては、同業種間の事業統合を含めた収益力の飛躍的な向上を目指す事業再編を認定する仕組みを設けることとし、税制においてもこうした事業再編を行う企業のリスク負担に備えるための措置等を講ずることとしています。

#### **5.中小企業投資促進税制の延長・拡充**

わが国の地域経済及び雇用を支える中小企業の一層の活躍を支援するため、中小企業投資促進税制(中小企業が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度)が拡充されます。

この制度については、所要の見直しを行った上で、その適用期限が平成 29 年 3 月 31 日まで 3 年間延長されるようです。

#### **6.研究開発税制の延長・拡充**

研究開発税制については、わが国の成長の源泉である研究開発投資の拡大を一層加速化させるため、制度の延長・改正がなされるようです。

#### **7.所得拡大促進税制の延長・拡充**

平成 25 年度税制改正において、給与等の支給を増加させた企業を優遇する所得拡大促進税制が創設されましたが、成長戦略の実現を加速化するために、企業にとって使いやすいものとし、企業による賃金の引上げを強力に促すものにするとの観点から、計画的・段階的に賃上げをしていく企業を支援する仕組みに改めることとしています。

盛り沢山の政策パッケージとなるようです